

ウイスキーの表示に関する公正競争規約

| | | | |
|-------|---------|-------|----------------------|
| 昭和55年 | 7月30日認定 | 昭和55年 | 8月7日公正取引委員会告示第22号制定 |
| 平成元年 | 9月22日認定 | 平成元年 | 10月2日公正取引委員会告示第16号変更 |
| 平成9年 | 8月11日認定 | 平成9年 | 8月11日公正取引委員会告示第60号変更 |
| 平成19年 | 1月22日認定 | 平成19年 | 2月1日公正取引委員会告示第7号変更 |
| 平成21年 | 8月25日認定 | 平成21年 | 8月31日公正取引委員会告示第17号変更 |

日本洋酒酒造組合

(目的)

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、ウイスキーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約で「ウイスキー」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第15号に掲げる酒類（輸入ウイスキーを除く。）をいう。

2 この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうちウイスキーを製造して販売する者及びこれに準ずる者をいう。

3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、ウイスキーの容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字又は慣用記号を含む。）で明りように表示しなければならない。

- (1) 酒類の品目
- (2) 原材料及び添加物
- (3) アルコール分
- (4) 容器の容量（内容量）
- (5) 発泡性を有するものにあつては、その旨
- (6) 製造者の氏名又は名称
- (7) 製造場の所在地

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、熟成年数の異なるものをブレンドしたウイスキーに熟成年数を表示する場合においては、ブレンドしたもののうち最も熟成年数の若いものの熟成年数をもつて、当該ウイスキーの熟成年数として表示するものとする。

2 事業者は、原産国について誤認されるおそれがある場合には、当該原産国を施行規則で定めるところにより、表示しなければならない。

(その他の表示事項等)

第5条 日本洋酒酒造組合（以下「組合」という。）は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第6条 事業者は、ウイスキーの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) ウイスキーでないものをウイスキーであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 熟成年数について誤認されるおそれがある表示
- (3) 一部のものの事実をもつて全体のものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (4) 他の事業者又は他の事業者に係るウイスキーを中傷し、又はひぼうするような表示
- (5) 輸入品でないものを輸入品であるかのように、又は輸入品を輸入品でないかのように誤認されるおそれがある表示
- (6) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (7) 自己の取扱う他の商品又は自己の行う他の事業で受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (8) 生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、客観的事実に基づくもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示
- (9) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し販売するウイスキーの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示

(規約の実施機関)

第7条 組合は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること
- (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること
- (7) 輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約の実施機関との連絡、調整等に関すること
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること
- (9) その他この規約の施行に関すること

(違反に対する調査)

第8条 組合は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく組合の調査に協力しなければならない。

3 組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、理事会の議決により3万円以下の違約金を課すことができる。

(違反に関する措置)

第9条 組合は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、理事会の議決により、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁

長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 3 組合は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第10条 組合は、第8条第3項又は前条第2項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に組合に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。
- 3 組合は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 組合は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則の制定)

第11条 組合は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。

- 2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、昭和55年10月1日から施行する。

ただし、第3条の規定は、昭和56年4月1日から、第8条（第3号及び第4号を除く。）の規定は、認定の告示のあつた日から施行する。

附 則

この変更後の規約は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、公正取引委員会の認定告示があつた日（平成9年8月11日）から施行する。
- 2 この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があつた日（平成19年2月1日）から施行する。
- 2 この規約の変更の施行前に事業者が行つた表示については、なお従前の例による。

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行日（平成21年9月1日）から施行する。